

長岡京市障がい者基本条例（仮称）の構成（案）

前文

第1章 総則

1. 目的

2. 用語の定義

3. 基本理念

4. 市の責務

5. 市民・事業者の役割

6. 財政上の措置

第2章 差別及び虐待の禁止

7. 差別の禁止

8. 虐待の禁止

第3章 相互理解の促進と合理的配慮の提供

9. 相互理解の促進

10. 合理的配慮の提供

(1) 情報・コミュニケーション

(5) 生活環境

(2) 保健・医療

(6) 雇用・就労

(3) 保育及び療育

(7) 文化・スポーツ

(4) 教育

(8) 防災

など

第4章 差別解消のための取り組み

11. 相談

12. 助言、あっせんの支援

第5章 雑則

13. 規則委任

附 則

施行日

検討（見直し）